

申請手続きのご説明

1 認定証の交付について

申請後、世帯課税状況や年金収入、資産および扶養の有無、同一世帯員の所得等の状況を確認したうえ令和8年7月31日までの有効期限の軽減確認証を発行いたします。更新のお手続きは対象者には別途案内をしておりますが、6月30日までにお手続きを行なうようお願い申し上げます。

2 申請に必要なもの

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- (2) 収入および預貯金申告書※1
- (3) 資産および扶養の有無に関する申告書
- (4) 世帯全員の収入に必要な書類
(年金の令和6年分源泉徴収票、または令和6年1年分の振込通知書)
- (5) 預貯金額確認に必要な書類※2
- (6) 個人番号カードまたは個人番号通知カード (郵送の場合は写し)

※1 生活保護受給者の方は(2)から(5)は不要です。生活保護受給者であることを証明する文書を提出してください。

※2 預貯金額確認に必要な書類

対象となる資産	資産確認ができる書類等の写し
預貯金（普通・定期等） <u>世帯員名義のものはすべて対象</u>	・通帳（銀行名、支店名（番号）、口座名義、口座番号のページおよび <u>令和6年1月から申請日現在までの残高ページ</u> ）の写し（インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し） ・定期預金証書の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の直近2か月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の直近2か月の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の直近2か月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金等	自己申告
負債（借入金・住宅ローン）	借用証明の写しなど